

電子メールによる審議に関する細則

医療情報標準化推進協議会

(目的)

第1条 迅速な審議を行うために、医療情報標準化推進協議会 会則（以下会則とする）第17条、第18条および第20条で規定される会議の開催と採決について電子メールで行う場合を規定する。

(開催)

第2条 会長は必要に応じて理事会および正会員による審議を電子メールにより行うことができる。電子メールで行う場合は、以下の条件を1項目以上満たすこと。

- ・医療情報標準化指針の理事及び正会員による審議
- ・会長および副会長が電子メールによる審議で差し支えないと判断した理事会審議事項

(定足数)

第3条 電子メールによる理事会審議は、会則第17条第2項による定足数を準用する。議決権を有する理事が意思表示をした場合、その理事が所属する団体のすべての理事が出席したとみなす。なお、意思表示とは、賛成・反対・棄権のいずれかの回答をした場合とする（以下同様）。

2 会則第20条 第8項に規定される参加は、意思表示をもって参加とする。

(採決)

第4条 前条第3条の定足数を満たした場合は、電子メールによる採決ができる。採決は、議決権を有する参加者の過半数をもって決する。

2 電子メールによる採否の回答期間は、10日以上とする。

3 回答期間内に定足数の回答が得られず、採決ができないときには、会長は回答期間を延長して、採決を行うことができる。

4 採決日は回答期間の最終日とする。

(記録)

第5条 電子メールによる審査結果については、事務局はすみやかに参加者と賛否の状態、および採決結果を電子メールにより報告する。また、その結果を記録し、保存する。記載様式は、別紙に定める。

(改廃)

第6条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2010年7月6日より実施する。

(別紙：記載様式)

電子メールによる審議結果

採決日	200 年 月 日		
会議の種類 (○を付ける)	理事会審議 会則第20条第7項による「医療情報標準化指針」の採決(理事会) 会則第20条第8項による「医療情報標準化指針」の採決(正会員)		
審議内容			
定足数		投票数	
意思表示	賛成	反対	棄権
採決	合計：	合計：	合計：

201X年XX月XX日
上記の内容を確認した。

会長



(記載例)

電子メールによる審議結果

採決日	200x年10月5日		
会議の種類 (○を付ける)	理事会 会則第20条第7項による「医療情報標準化指針」の採決(理事会) ○会則第20条第8項による「医療情報標準化指針」の採決(正会員)		
審議内容	医療情報標準化指針提案申請「ISO/TS 11073-92001:2007 保健医療情報—医療波形フォーマット—第92001部:符号化規則」(受付番号HS010)の正会員による採決		
定足数	7	投票数	9
意思表示	賛成	反対	棄権
	▽▽▽▽会 ▲▲▲▲学会 ○○○○工業会 ●●●●協会 ■ ■ ■ ■ 学会 ▼▼▼学会 ☆☆☆☆会	××××工業会	世界●●学会
採決	合計: 7	合計: 1	合計: 1
	賛成多数で医療情報指針と採決		

2009年10月10日
上記の内容を確認した。

会長 ○○▽▽ (印)